

## 議案第37号

### 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「及び老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「老人福祉計画」の次に「及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条に規定する認知症施策推進計画」を加える。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第20条 町長は、第1号被保険者のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下この項において「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第7条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免することができる。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第12条第2項の規定にかかわらず、第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第20条の規定は、令和8年4月1日から適用する。